

# 公 示

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の規定による地方運輸局長が指定する運行回数について

制 定 平成13年12月25日 九運公福第41号

道路運送法の一部を改正する法律が平成14年2月1日から施行されるのに伴い同法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の規定による地方運輸局長が指定する運行回数を次のとおり定めたので公示する。

平成13年12月25日  
九州運輸局長 谷口 克己

## 記

運行回数を10回とする。

ただし、競合系統（運行系統の系統キ口の50%以上が他事業者の運行系統と重複する系統）を有する系統を除く。

## 附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用するものとする。
2. 昭和60年12月24日付け九運自第2665号の「道路運送法施行規則の一部改正に伴う地方運輸局長の指定について（運行回数）」は、平成14年1月31日をもって廃止する。